

令和8年5月29日

保護者の皆様

大東市立住道中学校

校長 蔭山 正照

気象警報発令時および地震発生時の対応について（お知らせ）

新緑の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、以下のとおり、気象警報発令時の対応についてお知らせいたします。なお、以下の内容については、生徒手帳（P24～P27）にも記載されていますが、令和8年5月29日より新たな防災気象情報の運用されるため、本お知らせに基づきます。

大東市に「暴風警報」や「レベル4大雨危険警報」、「校区の一部」に「避難指示（警戒レベル4）」が発令された場合

1. 午前7時の段階で「暴風警報」等が発令されている時は、登校しない。（自宅待機となります。避難指示の場合、原則安全な場所へ避難してください。）＊給食はありません。
2. 午前7時の段階では「暴風警報」等が発令されていないが、家を出るまでに「暴風警報」等が発令された場合も、登校しない。（自宅待機となります。）＊給食はありません。
3. 午前9時までに「暴風警報」等が解除された場合は、午前10時始業とします。
＊午前中授業になります。昼食は必要ありません。
4. 午前9時までに「暴風警報」等が解除されていない場合は、臨時休業とします。
5. 生徒が在校時に「暴風警報」等が発令された場合、学校で生徒を待機させ安全確認、気象情報、校区の状況を的確に把握した後、教職員による安全確保を行い、まとまって下校します。

大東市に「レベル5特別警報」や「暴風特別警報」、「校区の一部」に「緊急安全確保（警戒レベル5）」が発令された場合

1. 午前7時の段階で「レベル5特別警報」等が発令されている時は、臨時休業とします。
2. 生徒が在校時に「レベル5特別警報」等が発令された場合、原則として学校で生徒を待機させ、状況に応じて大東市教育委員会からの指示に従います。安全が確認できれば原則として保護者等への引き渡しを行い下校します。

大東市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合

1. 登校前に「震度5弱」以上の地震が発生 ⇒ 臨時休業（休校）とする。
2. 登校後に「震度5弱」以上の地震が発生 ⇒ 原則として、学校待機とする。教職員が安全確認等を行い、原則として保護者等への引き渡しを行い下校します。

○警報発令時の措置については、幼稚園や小学校と異なることがあります。

○学校への問い合わせは、原則としてご遠慮ください。スカイメニュー電子連絡版及びホームページにて、お知らせいたします。

○東部大阪に「暴風警報」等または「レベル5特別警報」等が発令されていても、大東市がふくまれていなければ上記の対応となりませんので、ご注意下さい。

○上記にかかわらず、別途、ホームページ等で学校から指示があればそれに従って下さい。